

# 特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書（第6号様式別表5の2の4）記載の手引

（令和2年改正）

## 1 この計算書の用途等

この計算書は、持株会社のうち特定子会社の株式等に係る控除の規定（地方税法第72条の21第6項）の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。（これらに該当しない法人はこの計算書の提出は必要ありません。）

また、出資関係図（特定子会社となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）を添付してください。

## 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「総資産の帳簿価額」（①及び⑤の欄）	当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度の確定した決算（仮決算による中間申告にあっては、当該事業年度開始の日から六月の期間に係る決算）に基づく貸借対照表（以下「貸借対照表」といいます。）に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものを控除した額）を記載します。なお、税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含めて記載します。 ※法人税の受取配当等の益金不算入に関する明細書（別表8(1)）を提出している法人にあっては、同明細書の27の欄の金額を参考に記載してください。
2 「特定子会社に対する貸付金及び保有する特定子会社の発行する社債の金額等」（②及び⑥の欄）	各事業年度に係る地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第20条の2の22（一定の持株会社の資本金等の額の算定）に係る各号に掲げる金額がある場合に、同条第1号から第4号までに掲げる金額の合計額を記載します。 ※②及び⑥の欄に記載した金額の内訳書（政令第20条の2の22第4号に掲げる金額を除きます。）を添付してください。 政令第20条の2の22第4号に掲げる金額については、「特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額⑭+⑮」の「計」及び「特定子会社に対する貸付金額及び保有する特定子会社の発行する社債の金額⑳+㉑」の「計」の各欄の金額となります。
3 「特定子会社の株式等の帳簿価額」（④及び⑧の欄）	④の欄には⑬の欄の金額を、⑧の欄には㉒の欄の金額を、それぞれ記載します。
4 「総資産価額に占める特定子会社の株式等の帳簿価額の割合⑨」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げてください。 ※この割合が50%以下の場合には、この計算書は提出できません。
5 「特定子会社の株式等に係る控除額⑩」	別表5の2の⑭の欄の金額に、この様式の④の欄の金額と⑧の欄の金額の合計額を③の欄の金額と⑦の欄の金額の合計額で除して得た金額を乗じて計算し、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。 ※この欄の計算においては、⑨欄の割合（端数を切り上げたもの）を使用しないでください。
6 「特定子会社の明細」の各欄	※特定子会社の所在地は、区市町村単位までの記載で差し支えありません。
7 「特定子会社が保有する自己株式等の数⑪」及び「特定子会社が保有する自己株式等の数⑫」	⑪又は⑫の各欄の数のうち、特定子会社が保有する自己の株式又は出資の数をそれぞれ記載します。
8 「直接又は間接に保有する株式等の数⑬」及び「直接又は間接に保有する株式等の数⑭」	⑪又は⑫の各欄の数のうち、この計算書を提出する法人が直接又は間接に保有する特定子会社の株式又は出資の数をそれぞれ記載します。 ※「間接に保有する」とは： 例えば、「この計算書を提出する法人」が「他の法人」の発行済株式等の総数の50%を超える数を保有し、かつ「他の法人」が「別の法人」の発行済株式等の総数の50%を超える数を保有する場合に、「この計算書を提出する法人」は「別の法人」の株式等を間接に保有するといいい、「別の法人」は「この計算書を提出する法人」の特定子会社であることとなります。
9 「持株割合」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げてください。 ※この割合は必ず50%を超えることとなります。
10 「直接に保有する特定子会社株式等の帳簿価額」の各欄	特定子会社の株式等の法人税の計算の例による帳簿価額をそれぞれ記載します。
11 「特定子会社に対する貸付金額⑮」及び「特定子会社に対する貸付金額⑯」並びに「保有する特定子会社発行社債の金額⑰」及び「保有する特定子会社発行社債の金額⑱」	この計算書を提出する法人の貸借対照表に計上されている特定子会社に対する貸付金額及びこの計算書を提出する法人の保有する特定子会社発行社債の金額をそれぞれ記載します。